

次期中間処理施設整備事業「施設整備基本計画」に関する意見書

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

施設整備基本計画検討委員会 委員長 大迫 政浩 様

1. 留意事項

- (1) 提出のあったご意見は、直近の施設整備基本計画検討委員会の会議に提出し、参考資料として活用させていただくほか、印西地区環境整備事業組合のホームページで公開させていただきますが、不当な圧力、個人や特定の団体に対する誹謗中傷、財産・プライバシー・著作権の侵害及び営利目的等の記述が含まれる場合は、当該提出及び公開をしません。
- (2) 匿名による意見提出が可能ですが、意見提出者（ご自身）の氏名等の公開を希望される場合は、提出年月日及び下記欄の末尾に当該個人情報をご記入ください。
- (3) 意見書は、この様式によるものの他、この様式に準じた任意様式でも結構です。
- (4) 意見記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を追加してください。

2. 意見

平成27年9月3日提出

岡野三之 竹下建一 津島孝彦

添付資料《「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(環境省) および「廃棄物処理施設に係る最近の動向」(全国都市清掃会議)》活用のお願ひ。

H26年3月に策定されたごみ処理基本計画書の6の(3)の2)項「次期中間処理施設整備事業の推進」の②施設整備における重要な事項のなかに、事業方式に関わることとして一建設から運営までを含めて民間事業者に委託する事業方式(PFI, DBO, 包括的運営管理委託など)の採用を積極的に検討し、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用した効率的かつ経済的な公共サービスの提供を目指すことが記されています。

私達はこの考えが、本施設整備基本計画のなかに活かされることを願っています。私達のごみ処理基本計画検討委員としてこの方針づくりに際し、利用した資料は①環境省の通達「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」及び②全国都市清掃会議「廃棄物処理施設に係る最近の動向」そして③25年閣議決定された「これからの廃棄物処理施設のあり方」の3つです。なかでも、①環境省の「・・・手引き」と②全都清の「・・・動向」は基本的且つ重要な知見を与えてくれました。貴委員会が今後、事業方式や処理方式の検討・選択を行う際に、これらの資料は有益な示唆を提供してくれるものと信じます。誠に僭越とは思いますが、①「・・・手引き」および②「・・・動向」の概要を別紙に纏め添付いたしましたのでこれをご活用いただき、この資料の趣旨を活かした今後の検討・選択作業を進めていただくようよろしくお願いいたします。

なお、これらの資料につきましては既にご存知の方も多いと思いますが、委員各位における情報の共有化という観点から敢えて提出させていただきました。

なお先の8月委員会において、9月委員会での燃焼方式の選定予定について、副委員長から「委嘱事項ではない」とのご指摘があったことは、正に添付資料の趣旨に沿った適切なお意見ではないかと考えております。

以上

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」(環境省) および
「廃棄物処理施設に係る最近の動向」(全国都市清掃会議) の概要

○ **背景** :

- 平成 10 年 :
 - ・平成 6 年～平成 10 年の 4 年 5 ヶ月に亘る談合(談合の時効は 4 年)を公正取引委員会立入調査。排除勧告するも 5 社は拒絶
 - ・公正取引委員会調査対象 60 件の落札率内訳は 30 件が 99～100%、他 30 件も 95%以上。
 - ・印西クリーンセンター3 号炉も対象施設
 - ・談合が繰り返される過程で 5,000 万円/T/日の相場が形成され、コンサルはこの相場を自治体に浸透させた。印西クリーンセンター次期中間処理施設整備基本計画(平成 23 年 3 月)時の事業費算定においても採用された単価である。
- 平成 18 年 :
 - ・公正取引委員会が排除命令を審決
 - ・自治体の賠償訴訟相次ぐ(印西地区環境整備組合も訴訟)
 - ・**環境省は「廃棄物処理施設建設工事等入札契約の手引き」を作成し通達**
- 平成 19 年 :
 - ・談合各社に課徴金(5 社合計 270 億円→国庫へ)
 - ・**(公益法人) 全国都市清掃会議が「廃棄物処理施設に係る最近の動向」を会員に周知**
 全国都市清掃会議：廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的としている。
 ***印西地区環境整備事業組合も会員である**

○ **環境省「廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引き」の要点** :

- **費用対効果の高い廃棄物処理施設工事を実施できるよう、入札契約方法の見直し、改善に取り組むべき方向を示した。**

1. **競争性の向上**

改善項目	改善前	改善後
発注の相手方選定	指名競争入札	一般競争入札
発注の範囲	<u>設計施工分離、発注前に機械・方式決定、運営を含めない発注</u>	<u>設計施工一括、競争的に機械・方式決定、PFI 等手法を活用し運営を含めた長期・包括的な発注</u>
選定方法	価格	価格と技術の両面から総合評価方式導入

2. 予定価格の適正化

改善項目	改善前	改善後
積算方法	プラントメーカーからの下見積を基にコンサルが積算	他自治体発注の実績に基づく積算(実勢価格)

3. コンサルタントの選定(コンサルとプラントメーカーの癒着を遮断するため)

改善項目	改善前	改善後
コンサル選定	随意契約	公募型プロポーザル
設計と施工範囲	設計：コンサル、施工：メーカー	設計施工一括：メーカー

4. 契約の的確な履行の確保

改善項目	改善前	改善後
談合違約金条項	なし	一定割合支払い条項
不良工事防止	なし	低入札価格調査制度

5. 市町村間の相互協力

多くの市町村はプラントメーカー等と技術や価格等について交渉する専門的能力を有することは困難であり、市町村間での知識・ノウハウの共有や相互協力の仕組みを確立する必要がある。このため、環境省が予定価格積算データベースを構築する。また、専門家集団による支援体制を構築する。

○全国都市清掃会議「廃棄物処理施設に係る最近の動向」の要点

1. 事業形態はコスト低減と品質確保からPFI等(DBO)とする

DBO：設計・施工・維持管理の一括発注（資金調達は自治体）

*現状と課題：

事業形態の主流となっている。しかし、印西クリーンセンターの委員会においてはDBOを前提とした検討内容ではなく、従来型の検討スケジュールである。燃焼方式を委員会において9月に選定する等はその最たるものである。

2. 発注仕様書は工事概要のみを規定した性能発注方式とする(実施設計図はなし)

■の採用理由：

- ・焼却施設は、複雑・大規模で高度な複合システム(プラント)である。
- ・メーカーは、特許・ノウハウに基づいて独自構造のプラントを設計施工している。
- ・ごみ焼却施設建設工事の専門設計企業は存在しない。(コンサルは設計も積算もできない)
- ・メーカーの技術開発努力により、現在、特定機種の技術的な優位性は認められない。
- ・性能仕様の条件による価格競争的性能発注(設計・施工・維持管理の一括契約)とせざるを得ない。

■ 工事概要：

- ・ごみ質、ごみ量、敷地条件、配置・景観、環境基準、解体既存施設、工事範囲、事業委託期間 等

*現状と課題：

約20年間の維持管理・運営（性能保証）が主流となっている。機器の保証は30年。

燃焼方式・施設の規模等の詳細はDBOのなかで、メーカーに提案させる事項であるが、最新の知見を有しない組合・コンサル・委員会が決定しようとしている。

3. 公共調達の基本となる枠組み（国は会計法、地方公共団体は地方自治法）

- ・一般競争入札が原則
- ・最低価格自動落札が原則
- ・例外規定として総合評価制度があるが、国においては、あらかじめ財務大臣と協議が必要であるが、環境省は総合評価制度を推奨している。

*現状と課題：

多くの自治体が総合評価制度（価格と品質の合計点）を採用しているが、**特定機種**の技術的優位性が認められない現状を考慮すれば、非価格要素の評価をする必要性は少ない。また評価も定性的であいまいで素人（プラントメーカーから見れば）が評価しており、形骸化している。

財政難である自治体は価格要素への配点を重視すべきであるが、逆行しているところもあるので、印西クリーンセンターにおいても配慮しなければならない。

4. 予定価格（予算執行の上限額）の取り扱いと積算法

- ・DBO方式（性能発注）では大概算によっても何ら支障ない。
- ・当面、積算は他自治体の発注実績に基づいて行う。
そのためのデータベースは環境省が、今後作成する予定である。
- ・他自治体の実績に基づいて工事価格を想定する場合は、化学プラントの **0.6 乗則**（化学業界の経験側で、施設規模と価格の関係式）を採用する。

*現状と課題：

- ・他自治体の実績に基づいた0.6乗則は先進自治体には浸透している。

環境省はメーカーからの下見積もり徴収は避けるべきとしているが、印西地区環境事業組合では理解が不十分である。23年3月の「次期中間処理施設整備基本計画」時の事業費算定においても、コンサルがメーカーから下見積もりを徴収し（6000千万円/t/日）、それを参考にして、談合時代の相場（5,000千万円/t/日）を採用している。

- ・予定価格の事前公表は「入札・契約の適正化法の付帯決議」によって行うことが出来るが、総務省（自治体の監督官庁）はコストアップに繋がるとして、取りやめ等の対応を要請している。過半の自治体は環境省の方針に沿って事前公表している。事前公表は「官製談合防止法」（発注側の公務員を罰する法）に有効とされている。環境省は焼却施設に係る談合の歴史から事前公表を薦めている。